

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	阪和興業株式会社			コード	8078
提出日	2026/6/22	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	中井 加明三	社外取締役	○													○		有
2	古川 玲子	社外取締役	○													○		有
3	佐藤 千佳	社外取締役	○													○		有
4	高橋 秀行	社外取締役	○								△							有
5	櫻井 直哉	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
6	國賀 久徳	社外取締役	○								△			△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として届け出るものです。
2		当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として届け出るものです。
3		当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として届け出るものです。
4	同氏は、2014年6月まで株式会社みずほ銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行者でありました。	株式会社みずほ銀行は、当社の主要な取引先であります。同氏が各社の業務執行者を退いてから12年以上が経過しております。以上を勘案して、当社は同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として届け出るものです。
5	同氏は、2022年6月まで株式会社東芝の業務執行者でありました。	当社の独立性に関する判断基準に照らし合わせて、当社は、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として届け出るものです。
6	同氏は、2024年6月まで株式会社日本総合研究所の業務執行者であり、また、2018年4月まで株式会社三井住友銀行、株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。	株式会社日本総合研究所と当社の間には取引関係がありますが、取引額は当社の年間連結売上高の0.1%未満であります。また、株式会社三井住友銀行は、当社の主要な取引先ですが、同氏が業務執行者を退いてから8年以上が経過しております。以上を勘案して、当社は、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として届け出るものです。

4. 補足説明

<p>【独立性の判断基準】</p> <p>当社の社外役員(社外取締役及び社外監査役)について、以下の各号いずれの基準にも該当しない場合は、当社は当該社外役員を、独立性を有する者と判断します。</p> <ol style="list-style-type: none">当社の大株主(直近の事業年度末において、直接・間接に10%以上の議決権を保有)またはその業務執行者当社が大株主(直近の事業年度末において、直接・間接に10%以上の議決権を保有)となっている者またはその業務執行者当社の主要な取引先(直近の事業年度末において、取引金額が当社の年間連結売上高の2%を超える取引先)またはその業務執行者当社の主要な借入先(直近の事業年度末の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先)またはその業務執行者当社の会計監査人の代表社員または社員当社からの役員報酬以外に、直近の事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)当社から直近の事業年度において、年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者(当該寄付・助成等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)過去3年間において上記1.～7.に該当する者上記1.～8.に該当する者の近親者 (注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及びその他の使用人等をいう。 (注2)近親者とは、二親等以内の親族をいう。 <p>なお、基準のいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役・社外監査役の要件を充足しており、かつ、当社の現状を鑑みて当該人物が必要な専門性や経験を有するとともに、その知見や視点が当社の経営にとって有益で、独立社外役員としてふさわしいと判断した場合には、判断の理由及び独立社外役員としての要件を充足している旨を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補者とすることができるものとします。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。